

学校感染症出席停止期間についての申し合わせ事項

稲美町教育委員会

種別	病名	出席の有無	出席停止期間	備考	
第一種	欄外参照(※1)	出席停止	治癒するまで。		
第二種	インフルエンザ 【鳥インフルエンザ(H5N1)及び 新型インフルエンザ等感染症を 除く】	出席停止	発病した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日(幼児にあっては3日)を経過する まで。		
	百日咳	出席停止	特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで。	児童・生徒は症状により出席停止短縮可能。 (乳幼児は、百日咳として加療後2週間または発 病後4週間)	
	麻疹	出席停止	解熱後3日経過するまで。		
	流行性耳下腺炎	出席停止	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ、全身状態が 良好になるまで。		
	風しん	出席停止	発疹が消失するまで。	発疹後の色素沈着は、登校可	
	水痘	出席停止	すべての発疹が痂皮化するまで。	または、発疹出現後7日まで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	出席停止	主要症状が消退した後2日経過するまで。	発病後2週間はプール入水禁止	
	結核	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。	予防投薬は登校可	
	髄膜炎菌性髄膜炎	出席停止	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで。		
第三種	コレラ	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	細菌性赤痢	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	腸管出血性大腸菌感染症	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。	無症状者は登校可	
	腸チフス	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	パラチフス	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	流行性角結膜炎	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	急性出血性結膜炎	出席停止	感染のおそれがないと認められるまで。		
	その 他の 感 染 症	溶連菌感染症	(※2)	原則病欠とし、出席停止はしない。ただし備考欄を参照。	適正抗生剤治療開始後24時間後、全身状態よ ければ登校可。
		伝染性紅斑	(※2)	〃	発疹のみで全身状態のよい者は、登校可。
		ヘルパンギーナ	(※2)	〃	全身症状の安定した者については、うがい手洗 い等の予防法の励行を行えば、登校可。
		手足口病	(※2)	〃	全身症状の安定した者については、うがい手洗 い等の予防法の励行を行えば、登校可。
		流行性嘔吐下痢症 (ウイルス性腸管感染症)	(※2)	〃	嘔吐・下痢消失し、全身状態よければ登校可。
		マイコプラズマ感染症	(※2)	〃	急性症状改善し、全身状態よければ登校可。
		ウイルス性肝炎	(※2)	〃	A型肝炎:肝機能正常化で登校可 B型肝炎・C型肝炎キャリア:登校可
		伝染性膿痂疹(とびひ)	(※2)	〃	園児:病巣が乾燥するまで休ませる。 児童・生徒:加療していれば登校・プール可
伝染性軟属腫(水いぼ)		出席停止しない		多数の発疹のある者については、タオル・ビート 板・浮き輪の共用は避ける。	
アタマジラミ		出席停止しない		治療の必要はあるが、登校禁止の必要はない。	
ぎょう虫症	出席停止しない		駆虫剤服薬後、プール入水可。		

※1 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)
特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に
規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下において同じ。)

※2 原則、出席停止しない(病欠として処理する)。
ただし、感染拡大を予防する必要がある場合のみ、学校医への相談を経たうえで出席停止を検討する。

(参考) 感染性胃腸炎は、出席停止しない(病欠として処理する)。
ただし、感染拡大を予防する必要がある場合のみ、学校医への相談を経たうえで出席停止を検討する。